

一	旧農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）	（附則第八条関係）	1
二	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）	（附則第九条関係）	2
三	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）	（附則第九条関係）	3
四	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）	（附則第十条関係）	4
五	競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）	（附則第十条関係）	5
六	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）	（附則第十条関係）	6
七	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）	（附則第十条関係）	7
八	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三十三号）	（附則第十条関係）	8
九	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）	（附則第十一条関係）	9
十	特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）	（附則第十二条関係）	10
十一	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）	（附則第十三条関係）	12
十二	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）	（附則第十三条関係）	13
十三	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）	（附則第十四条関係）	14
十四	中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）	（附則第十五条関係）	15
十五	高压ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第五十三号）	（附則第十五条関係）	16
十六	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五十号）	（附則第十五条関係）	17
十七	行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）	（附則第十六条関係）	18
十八	多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）	（附則第十七条関係）	19
十九	国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）	（附則第十七条関係）	20
二十	国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）	（附則第十七条関係）	21
二十一	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）	（附則第十七条関係）	23
二十二	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）	（附則第十七条関係）	24
二十三	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百十四号）	（附則第十七条関係）	25
二十四	身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）	（附則第十七条関係）	26

二十五	株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）	（附則第十七条関係）	27
二十六	コンテナの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）	（附則第十七条関係）	28
二十七	郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）	（附則第十七条関係）	29
二十八	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）	（附則第十七条関係）	30
二十九	株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）	（附則第十七条関係）	31
三十	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）	（附則第十七条関係）	32
三十一	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）	（附則第十七条関係）	33
三十二	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）	（附則第十七条関係）	34
三十三	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）	（附則第十七条関係）	36
三十四	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）	（附則第十七条関係）	37
三十五	水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）	（附則第十七条関係）	38
三十六	雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）	（附則第十七条関係）	39
三十七	健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）	（附則第十七条関係）	40
三十八	サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）	（附則第十七条関係）	41
三十九	まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）	（附則第十七条関係）	42
四十	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第百号）	（附則第十七条関係）	43
四十一	国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）	（附則第十八条関係）	44
四十二	独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第百十九号）	（附則第十九条関係）	45
四十三	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）	（附則第二十条関係）	46
四十四	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	（附則第二十一条関係）	48
四十五	子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）	（附則第二十二条関係）	49
四十六	国と地方の協議の場に関する法律（平成二十三年法律第三十八号）	（附則第二十三条関係）	50
四十七	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）	（附則第二十四条関係）	51
四十八	復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）	（附則第二十五条関係）	52

四十九	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（附則第二十六條關係）	55
五十	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（附則第二十七條關係）	56
五十一	アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）（附則第二十八條關係）	57
五十二	個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）（附則第三十條關係）	59

○ 旧農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）（附則第八條關係）

（傍線部分は改正部分）

>

改正案	現行
<p>附則 第四十一条 農林中央金庫法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第八十一号）ノ施行後ニ於テハ農林中央金庫ニ付テハ総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四</u>条第一項第九号ノ規定並ニ同項第十三号及第十五号ノ規定（同項第十三号ニ掲グル業務ニ關スル事務ニ係ル部分ヲ除ク）ハ之ヲ適用セズ</p> <p>②（略）</p>	<p>附則 第四十一条 農林中央金庫法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第八十一号）ノ施行後ニ於テハ農林中央金庫ニ付テハ総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四</u>条第十五号ノ規定並ニ同条第十九号及第二十一号ノ規定（同条第十九号ニ掲グル業務ニ關スル事務ニ係ル部分ヲ除ク）ハ之ヲ適用セズ</p> <p>②（略）</p>

改正案	現行
<p>（一般職及び特別職） 第二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。</p> <p>一 十五（略）</p> <p>十六 防衛省の職員（防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四十一条の政令で定めるものの委員及び同法第四十一条の政令で定めるものに従事する職員のうち、人事院規則で指定するものを除く。）</p> <p>④ 十七（略）</p> <p>⑦（略）</p>	<p>（一般職及び特別職） 第二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。</p> <p>一 十五（略）</p> <p>十六 防衛省の職員（防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四十一条の政令で定めるものの委員及び同法第四十一条の政令で定めるものに従事する職員のうち、人事院規則で指定するものを除く。）</p> <p>④ 十七（略）</p> <p>⑦（略）</p>

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 5 （略）</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官及び防衛審議官並びに防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊並びに防衛装備庁（政令で定める合議制の機関を除く。）を含むものとする。</p>	<p>2 5 （略）</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官及び防衛審議官並びに防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で定めるものを除く。）並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊並びに防衛装備庁（政令で定める合議制の機関を除く。）を含むものとする。</p>

○ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 第五条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十八号）の施行後においては、基金については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第一項第九号の規定並びに同項第十三号及び第十五号の規定（同項第十三号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）</u>は、適用しない。</p>	<p>附則 第五条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十八号）の施行後においては、基金については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第十五号の規定並びに同条第九号及び第二十一号の規定（同条第十九号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）</u>は、適用しない。</p>

○ 競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （総務省設置法の適用除外） 第十条 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十六号）の施行後においては、協会については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第一項第九号の規定並びに同項第十三号及び第十五号の規定（同項第十三号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）</u>は、適用しない。</p>	<p>附則 （総務省設置法の適用除外） 第十条 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十六号）の施行後においては、協会については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）</u>は、適用しない。</p>

○ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 第四十九条 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二十号）の施行後においては、日本消防検定協会については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第一項第九号の規定並びに同項第十三号及び第十五号の規定（同項第十三号に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）</u>は適用しない。</p>	<p>附則 第四十九条 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二十号）の施行後においては、日本消防検定協会については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）</u>は、適用しない。</p>

○ 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第一百七号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （総務省設置法の適用除外） 第十一条 消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律（平成八年法律第八十八号）の施行後においては、基金については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第一項第九号の規定並び</u>に同項第十三号及び第十五号の規定（同項第十三号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。</p>	<p>附則 （総務省設置法の適用除外） 第十一条 消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律（平成八年法律第八十八号）の施行後においては、基金については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第十五号の規定並び</u>に同項第十九号及び第二十一号の規定（同項第十九号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。</p>

○ 日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（宅地建物取引業法等の適用除外） 第四十条（略） 2 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四</u>条 第一項第九号の規定並びに同項第十三号及び第十五号 の規定（同項第十三号二に掲げる業務に関する事務に 係る部分を除く。）は、協会には、適用しない。</p>	<p>（宅地建物取引業法等の適用除外） 第四十条（略） 2 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四</u>条 第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の 規定（同条第十九号二に掲げる業務に関する事務に係 る部分を除く。）は、協会には、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（法務大臣の認定を受けた者についての弁護士の資格の特例）</p> <p>第五条 法務大臣が、次の各号のいずれかに該当し、その後、弁護士業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了したと認定した者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。</p> <p>一 司法修習生となる資格を得た後に簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所職員総合研修所若しくは法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）<u>第四条第一項第三十五号</u>若しくは第三十七号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の議員若しくは法制局参事、内閣法制局参事官又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学で法学を研究する大学院の置かれてあるものの法学を研究する学部、専攻科若しくは大学院における法学の教授若しくは准教授の職に在つた期間が通算して五年以上になること。</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（法務大臣の認定を受けた者についての弁護士の資格の特例）</p> <p>第五条 法務大臣が、次の各号のいずれかに該当し、その後、弁護士業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了したと認定した者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。</p> <p>一 司法修習生となる資格を得た後に簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所職員総合研修所若しくは法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）<u>第四条第三十五号</u>若しくは第三十七号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の議員若しくは法制局参事、内閣法制局参事官又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学で法学を研究する大学院の置かれてあるものの法学を研究する学部、専攻科若しくは大学院における法学の教授若しくは准教授の職に在つた期間が通算して五年以上になること。</p> <p>二 四（略）</p>

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第十二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一、二十七（略） （削る） 二十八 公益認定等委員会の常勤の委員 二十九・三十（略） 三十一 地方財政審議会委員 三十一の二 行政不服審査会の常勤の委員 三十一の三 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 三十二、五十六（略） （削る） 五十七 公益認定等委員会の非常勤の委員 五十七の二 再就職等監視委員会委員 五十八 公認会計士・監査審査会の非常勤の委員 五十八の二 行政不服審査会の非常勤の委員 五十八の三 情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員 五十九、七十五（略） 別表第一（第三条関係）</p>	<p>（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一、二十七（略） 二十八 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 二十八の二 公益認定等委員会の常勤の委員 二十九・三十（略） 三十一 地方財政審議会委員 三十一の二 行政不服審査会の常勤の委員 （新設） 三十二、五十六（略） 三十七 情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員 五十七の二 公益認定等委員会の非常勤の委員 五十七の三 再就職等監視委員会委員 五十八 公認会計士・監査審査会の非常勤の委員 五十八の二 行政不服審査会の非常勤の委員 （新設） 五十九、七十五（略） 別表第一（第三条関係）</p>

官職名	<p>(略)</p> <p>食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 (削る)</p> <p>公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員</p> <p>地方財政審議会委員 行政不服審査会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員</p> <p>国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員</p> <p>中央更生保護審査会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員</p>	俸給月額	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
官職名	<p>(略)</p> <p>食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員</p> <p>公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員</p> <p>地方財政審議会委員 行政不服審査会の常勤の委員 (新設)</p> <p>国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員</p> <p>中央更生保護審査会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員</p>	俸給月額	<p>(略)</p> <p>(略)</p>

○ 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十條（職業訓練等についての特別措置） （略）</p> <p>2 防衛大臣は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）<u>第四条第一項第二十五号に掲げる事務として、</u>第二条第一号に掲げる者に該当する労働者である者が離職した場合に速やかに他の職業に就くことができるようにするため、講習会の開催等職業に必要な知識技能を授けるための特別の措置を講ずることができる。</p>	<p>第十條（職業訓練等についての特別措置） （略）</p> <p>2 防衛大臣は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）<u>第四条第二十五号に掲げる事務として、</u>第二条第一号に掲げる者に該当する労働者である者が離職した場合に速やかに他の職業に就くことができるようにするため、講習会の開催等職業に必要な知識技能を授けるための特別の措置を講ずることができる。</p>

○ 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、駐留軍等及び諸機関（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第一項第二十五号に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。以下この条において同じ。）のために労務に服する者（第十条第一項において「駐留軍等労働者」という。）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、駐留軍等及び諸機関（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第二十五号に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。以下この条において同じ。）のために労務に服する者（第十条第一項において「駐留軍等労働者」という。）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。</p>

改正案	現行
<p>（中央防災会議の設置及び所掌事務） 第十一条（略） 2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三（略） 四 内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣（同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号又は第十九号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものに限る。以下「防災担当大臣」という。）がその掌理する事務について行う諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。 3・4 五・六（略）</p>	<p>（中央防災会議の設置及び所掌事務） 第十一条（略） 2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三（略） 四 内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣（同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものに限る。以下「防災担当大臣」という。）がその掌理する事務について行う諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。 3・4 五・六（略）</p>

○ 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>9 附則 （総務省設置法の適用除外） 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第九条の規定の施行後において、会社については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第一項第九号の規定並びに同項第十三号及び第十五号の規定（同項第十三号に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）</u>は、適用しない。</p>	<p>9 附則 （総務省設置法の適用除外） 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）<u>第九条の規定の施行後において、会社については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第十五号の規定並びに同項第十九号及び第二十一号の規定（同項第十九号に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）</u></u>は適用しない。</p>

○ 高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百五十三号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （総務省設置法の適用除外） 第七条 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第四条の規定の施行後においては、協会については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定並びに同項第十三号及び第十五号の規定（同項第十三号に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は適用しない。</p>	<p>附則 （総務省設置法の適用除外） 第七条 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第四条の規定の施行後においては、協会については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は適用しない。</p>

○ 日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （総務省設置法の適用除外） 第九条 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第八条の規定の施行後においては、検定所については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定並びに同項第十三号及び第十五号の規定（同項第十三号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。</p>	<p>附則 （総務省設置法の適用除外） 第九条 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第八条の規定の施行後においては、検定所については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（行政相談委員） 第二条 総務大臣は、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者に、次に掲げる業務を委嘱することができる。</p> <p>一 行政機関等（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第十三号イからハまでに規定する法人で政令で定めるものをいう。以下同じ。）の業務に関する苦情の相談に応じて、総務大臣の定めるところに従い、申出人に必要な助言をし、及び総務省又は当該関係行政機関等はその苦情を通知すること。</p> <p>二 三 （略）</p>	<p>（行政相談委員） 第二条 総務大臣は、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者に、次に掲げる業務を委嘱することができる。</p> <p>一 行政機関等（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十九号イからハまでに規定する法人で政令で定めるものをいう。以下同じ。）の業務に関する苦情の相談に応じて、総務大臣の定めるところに従い、申出人に必要な助言をし、及び総務省又は当該関係行政機関等はその苦情を通知すること。</p> <p>二 三 （略）</p>

○ 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の行政機関及び特殊法人の配置） 第三条 国は、内閣府及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）その他の法律の規定により内閣の統轄又は所轄の下に行政事務をつかさどるものとして置かれる機関（次条において「行政機関」という。）の官署並びに法律により直接に設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第一項第九号</u>の規定の適用を受けない法人及び同号の規定の適用を受ける法人であつて株式会社であるものを除き、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）<u>第二条第一項</u>に規定する独立行政法人を含む。以下「特殊法人」という。）の主たる事務所の新設又は移転に当たつては、多極分散型国土の形成について配慮しなければならない。</p>	<p>（国の行政機関及び特殊法人の配置） 第三条 国は、内閣府及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）その他の法律の規定により内閣の統轄又は所轄の下に行政事務をつかさどるものとして置かれる機関（次条において「行政機関」という。）の官署並びに法律により直接に設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第十五号</u>の規定の適用を受けない法人及び同号の規定の適用を受ける法人であつて株式会社であるものを除き、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）<u>第二条第一項</u>に規定する独立行政法人を含む。以下「特殊法人」という。）の主たる事務所の新設又は移転に当たつては、多極分散型国土の形成について配慮しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（特殊法人等の講ずる施策等） 第四十二条 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けない法人を除く。） 、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人であつて行政執行法人以外のものその他これらに準ずるものとして政令で定める法人のうち、その設立の根拠となる法律又は法人格を付与する法律において、役員、職員その他の当該法人の業務に従事する者を法令により公務に従事する者とみなすこととされ、かつ、政府の出資を受けているもの（以下「特殊法人等」という。）は、この法律の規定に基づく国及び行政執行法人の施策に準じて、特殊法人等の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるようになければならない。</p> <p>2 ・3 （略）</p>	<p>（特殊法人等の講ずる施策等） 第四十二条 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。） 、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人であつて行政執行法人以外のものその他これらに準ずるものとして政令で定める法人のうち、その設立の根拠となる法律又は法人格を付与する法律において、役員、職員その他の当該法人の業務に従事する者を法令により公務に従事する者とみなすこととされ、かつ、政府の出資を受けているもの（以下「特殊法人等」という。）は、この法律の規定に基づく国及び行政執行法人の施策に準じて、特殊法人等の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるようになければならない。</p> <p>2 ・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。 一 三（略） 四 前三号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益（法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分若しくは国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業又はこれに類するものとして人事院規則で定めるものの実施による収益及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）を除く。）によって得ている本邦法人（次に掲げるものを除く。）のうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの イ（略） ロ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるもの ハ・ニ（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。 一 三（略） 四 前三号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益（法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分若しくは国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業又はこれに類するものとして人事院規則で定めるものの実施による収益及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）を除く。）によって得ている本邦法人（次に掲げるものを除く。）のうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの イ（略） ロ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの ハ・ニ（略）</p>

3
5
(略)

3
5
(略)

○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 第二条（定義）（略） この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>2 第二条（定義）（略） この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>3・4 （略）</p>

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）

（附則第十七条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第一項第九号</u>の規定の適用を受けない法人を除く。）<u>、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。</u>第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第十五号</u>の規定の適用を受けない法人を除く。）<u>、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。</u>第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>2 4 （略）</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるとき、関係行政機関、地方公共団体 及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年 法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人 をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設 立された法人又は特別の法律により特別の設立行為を もって設立された法人であつて、総務省設置法（平成 十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の 適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料 の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求める ことができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるとき、関係行政機関、地方公共団体 及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年 法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人 をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設 立された法人又は特別の法律により特別の設立行為を もって設立された法人であつて、総務省設置法（平成 十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用 を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提 出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めること ができる。</p>

○ 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等）</p> <p>第七条 国等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）、その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。）は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬（第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。）を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等）</p> <p>第七条 国等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）、その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。）は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬（第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。）を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>

○ 株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。 一 四（略） 五 政府関係金融機関、預金保険機構その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第一項第九号</u>の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に<u>関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）</u>第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。） 六（略） 2（略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。 一 四（略） 五 政府関係金融機関、預金保険機構その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第十五号</u>の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に<u>関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）</u>第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。） 六（略） 2（略）</p>

○ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国等によるコンテンツの提供） 第二十四条（略）</p> <p>2 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）[〃]、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）[〃]、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）[〃]及び大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）[〃]は、その有する良質なコンテンツを広く国民が利用することができるよう、当該コンテンツの積極的な提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>（国等によるコンテンツの提供） 第二十四条（略）</p> <p>2 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）[〃]、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）[〃]、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）[〃]及び大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）[〃]は、その有する良質なコンテンツを広く国民が利用することができるよう、当該コンテンツの積極的な提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力の要請） 第二十五条 民営化委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第一項第九号</u>の規定の適用を受けるものをいう。）<u>、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</u></p>	<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力の要請） 第二十五条 民営化委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第十五号</u>の規定の適用を受けるものをいう。）<u>、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</u></p>

○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>3 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>3 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>4・5（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。 一 四（略） 五 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条</u>第一項第九号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に<u>関し</u>行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条</u>第一項に規定する独立行政法人をいう。） 六（略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。 一 四（略） 五 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条</u>第十五号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に<u>関し</u>行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条</u>第一項に規定する独立行政法人をいう。） 六（略）</p>

○ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。 一～五（略） 六 政策金融機関、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。） 七（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。 一～五（略） 六 政策金融機関、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。） 七（略）</p>

○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p> 第二条（定義）（略） 2～4（略） 5 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。 </p>	<p> 第二条（定義）（略） 2～4（略） 5 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。 </p>

○ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力）</p> <p>第六条 国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものは、物品及び役務の調達に当たつては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体その他母子家庭の母又は父子家庭の父の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母又は父子家庭の父であるもの（以下この条において「母子・父子福祉団体等」という。）の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない。</p>	<p>（母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力）</p> <p>第六条 国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものは、物品及び役務の調達に当たつては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体その他母子家庭の母又は父子家庭の父の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母又は父子家庭の父であるもの（以下この条において「母子・父子福祉団体等」という。）の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない。</p>

○ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第二十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体 、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法 律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を いう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法 （平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定す る地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律によ り特別の設立行為をもって設立された法人であつて、 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第 一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代 表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他 必要な協力を求めることができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第二十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体 、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法 律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を いう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法 （平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定す る地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律によ り特別の設立行為をもって設立された法人であつて、 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第 十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者 に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要 な協力を求めることができる。</p>

○ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第二十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるとき、関係行政機関、地方公共団体 、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法 律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を いう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法 （平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定す る地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律によ り特別の設立行為をもって設立された法人であつて、 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第 一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代 表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他 必要な協力を求めることができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第二十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるとき、関係行政機関、地方公共団体 、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法 律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を いう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法 （平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定す る地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律によ り特別の設立行為をもって設立された法人であつて、 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第 十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者 に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要 な協力を求めることができる。</p>

改正案	現行
<p>2 第二条（定義）（略） この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>3 （略）</p>	<p>2 第二条（定義）（略） この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>3 （略）</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるとき、関係行政機関、地方公共団体 、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法 律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を いう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法 （平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定す る地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律によ り特別の設立行為をもって設立された法人であつて、 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第 一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代 表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他 必要な協力を求めることができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるとき、関係行政機関、地方公共団体 、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法 律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を いう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法 （平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定す る地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律によ り特別の設立行為をもって設立された法人であつて、 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第 十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者 に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要 な協力を求めることができる。</p>

改正案	現行
<p>（国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保）</p> <p>第十三条 国は、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）等におけるサイバーセキュリティに関し、国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する情シテムの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>（国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保）</p> <p>第十三条 国は、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第十四条第十五号</u>の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）等におけるサイバーセキュリティに関し、国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する情シテムの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十 五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第
号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資料の提出その他の協力） 第八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があ ると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独 立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第 百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう 。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平 成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地 方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律 により直接に設立された法人又は特別の法律により特 別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務 省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項 第九号の規定の適用を受けるものをいう。）並びに大 会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法 人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委 員会（平成二十六年一月二十四日に一般財団法人東京 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と いう名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会 」という。）の代表者に対して、資料の提出、意見の 表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（資料の提出その他の協力） 第八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があ ると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独 立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第 百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう 。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平 成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地 方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律 により直接に設立された法人又は特別の法律により特 別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務 省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五 号の規定の適用を受けるものをいう。）並びに大会の 準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人東 京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 （平成二十六年一月二十四日に一般財団法人東京オリ ンピック・パラリンピック競技大会組織委員会という 名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」と いう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明 、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構の目的） 第四条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、情報の電磁的流通（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十七号に規定する情報の電磁的流通をいう。第十四条第一項において同じ。）及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。</p>	<p>（機構の目的） 第四条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、情報の電磁的流通（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第六十三号に規定する情報の電磁的流通をいう。第十四条第一項において同じ。）及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。</p>

○ 独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（センターの目的） 第三条 独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）は、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号） 第四条第一項第八十一号に規定するものをいう。以下「国勢調査等」という。）の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。</p>	<p>（センターの目的） 第三条 独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）は、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号） 第四条第八十五号に規定するものをいう。以下「国勢調査等」という。）の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。</p>

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（附則第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 宮内庁並びに内閣府設置法第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる同法第四十九条第一項に規定する機関（国家公安委員会にあっては、警察庁を除く。）及び警察庁</p> <p>三 各省（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第五条第一項の規定により各省大臣の分擔管理する行政事務をつかさどる機関たる各省とし、総務省にあっては次号に掲げる機関、環境省にあっては第五号に掲げる機関を除く。）</p> <p>四・五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 総務大臣は、審議会等（国家行政組織法第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬ。</p> <p>5・6（略）</p> <p>（資料の提出の要求及び調査等）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関（国家公安委員会にあっては、警察庁を除く。）並びに警察庁</p> <p>三 各省（総務省にあっては次号に掲げる機関、環境省にあっては第五号に掲げる機関を除く。）</p> <p>四・五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 総務大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>5・6（略）</p> <p>（資料の提出の要求及び調査等）</p>

第十五条 (略)

2 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価に関連して、次に掲げる業務について、書面により又は実地に調査することができ、この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

一 (略)

二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けない法人を除く。)の業務

3・4 (略)

(評価及び監視との連携の確保)

第十八条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価に際し、これと総務省設置法第四条第一項第十二号の規定による評価及び監視との連携を確保するように努めなければならない。

第十五条 (略)

2 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価に関連して、次に掲げる業務について、書面により又は実地に調査することができ、この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

一 (略)

二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。)の業務

3・4 (略)

(評価及び監視との連携の確保)

第十八条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価に際し、これと総務省設置法第四条第十八号の規定による評価及び監視との連携を確保するように努めなければならない。

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等） 第二百五十九条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この条において「空港整備事業等」とは、空港整備事業及び次に掲げる事務又は事業をいう。 一 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）<u>第四</u>条第一項第百二十六号の政令で定める文教研修施設のうち航空保安業務に従事する職員に対しその業務を行うのに必要な研修を行う施設（以下この条において「航空保安職員研修施設」という。）の管理及び運営</p> <p>二・三（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>附則 （自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等） 第二百五十九条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この条において「空港整備事業等」とは、空港整備事業及び次に掲げる事務又は事業をいう。 一 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）<u>第四</u>条第百二十六号の政令で定める文教研修施設のうち航空保安業務に従事する職員に対しその業務を行うのに必要な研修を行う施設（以下この条において「航空保安職員研修施設」という。）の管理及び運営</p> <p>二・三（略）</p> <p>4（略）</p>

○ 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）（附則第二十二号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（子ども・若者育成支援推進副本部長） 第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（子ども・若者育成支援推進副本部長） 第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。</p>

○ 国と地方の協議の場に関する法律（平成二十三年法律第三十八号）（附則第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もって内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）<u>第四条第一項第十二号</u>の改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。</p> <p>（構成及び運営）</p> <p>第二条 協議の場は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 内閣府設置法第九條第一項の規定により置かれた特命担当大臣のうち、同法第四條第一項第十二号の改革に関する事務を掌理する職にある者</p> <p>三 十一 （略）</p> <p>2 〵 10 （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もって内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）<u>第四条第一項第三号</u>の三の改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。</p> <p>（構成及び運営）</p> <p>第二条 協議の場は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 内閣府設置法第九條第一項の規定により置かれた特命担当大臣のうち、同法第四條第一項第三号の三の改革に関する事務を掌理する職にある者</p> <p>三 十一 （略）</p> <p>2 〵 10 （略）</p>

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（附則第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（調達価格及び調達期間）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十八号及び同条第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいう。）の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。</p> <p>6（略）</p> <p>9（略）</p>	<p>（調達価格及び調達期間）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号及び同条第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいう。）の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。</p> <p>6（略）</p> <p>9（略）</p>

(略)	第四條第一項第十号	(略)	各府省及び復興庁
-----	-----------	-----	----------

2

復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第二条第一項の規定の適用については、同項中「三 各省（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第五条第一項の規定により各省大臣の分担管理する行政事務をつかさどる機関たる各省とし、総務省にあつては次号に掲げる機関、環境省にあつては第五号に掲げる機関を除く。）」

とあるのは、
「三 復興庁設置法（平成二十三年法律

第二百二十五号）第四条第二項に規定する事務をつかさ

どる機関たる復興庁
二十三年法律第二百十号）第五条第一項の規定により

各省大臣の分担管理する行政事務をつかさどる機関た

る各省とし、総務省にあつては次号に掲げる機関、環

境省にあつては第五号に掲げる機関を除く。）」

とす

(略)	第四條第十七号	(略)	各府省及び復興庁
-----	---------	-----	----------

2

復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第二条第一項の規定の適用については、同項中「三 各省（総務省にあつては次号に掲げる機関、環境省にあつては第五号に掲げる機関を除く。）」とあるのは、
「三 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百

十五号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機
関たる復興庁
とす。

。）」

3
る。
(略)

3
(略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（附則第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四十七条 第三号施行日から第四号施行日の前日まで の間における第四十五条の規定による改正後の総務省 設置法第四条第一項第八十九号の規定の適用については、 は、同号中「、同法第二条第七項の規定する個人番号 カード並びに同法第二十一条第一項の規定による情報 提供ネットワークシステム（同法第二条第十四項に規 定する情報提供ネットワークシステムをいう。）の設 置及び管理」とあるのは、「並びに同法第二条第七項 に規定する個人番号カード」とする。</p>	<p>第四十七条 第三号施行日から第四号施行日の前日まで の間における第四十五条の規定による改正後の総務省 設置法第四条第九十三号の規定の適用については、同 号中「、同法第二条第七項の規定する個人番号カード 並びに同法第二十一条第一項の規定による情報提供ネ ットワークシステム（同法第二条第十四項に規定する 情報提供ネットワークシステムをいう。）の設置及び 管理」とあるのは、「並びに同法第二条第七項に規定 する個人番号カード」とする。</p>

改正案	現行
<p>（国家戦略特別区域会議）</p> <p>第七条 国家戦略特別区域ごとに、次条第一項に規定する区域計画（第三項第二号において単に「区域計画」という。）の作成、第十一条第一項に規定する認定区域計画（同号において単に「認定区域計画」という。）の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に關し必要な協議（第四項及び第五項において「区域計画の作成等」という。）を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域會議を組織する。</p> <p>一 国家戦略特別区域担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十一号に掲げる事項に關する事務及び同条第三項第三号の六に掲げる事務を掌理するものをいう。以下同じ。）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 8 （略）</p>	<p>（国家戦略特別区域會議）</p> <p>第七条 国家戦略特別区域ごとに、次条第一項に規定する区域計画（第三項第二号において単に「区域計画」という。）の作成、第十一条第一項に規定する認定区域計画（同号において単に「認定区域計画」という。）の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に關し必要な協議（第四項及び第五項において「区域計画の作成等」という。）を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域會議を組織する。</p> <p>一 国家戦略特別区域担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第三号の二に掲げる事項に關する事務及び同条第三項第三号の七に掲げる事務を掌理するものをいう。以下同じ。）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 8 （略）</p>

○ アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九十九号）（附則第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 第六条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。 第四条第三項第四十六号の二を削る。 第三十七条第三項の表アルコール健康障害対策関係者会議の項を削る。</p> <p>（厚生労働省設置法の一部改正） 第七条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。 第四条第一項第八十九号の二の次に次の一号を加える。</p> <p>八十九の三 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九十九号）第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画の策定（変更に係るものに限る。）及び推進に関すること</p> <p>第六条第二項中「労働保険審査会」を「労働保険審査会」 アルコール健康障害対策関係者会議 に改める。</p> <p>第十三条の次に次の一条を加える。 （アルコール健康障害対策関係者会議） 第十三条の二 アルコール健康障害対策関係者会議</p>	<p>附則 第六条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。 第四条第三項第四十六号の四を削る。 第三十七条第三項の表アルコール健康障害対策関係者会議の項を削る。</p> <p>（厚生労働省設置法の一部改正） 第七条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。 第四条第一項第八十九号の次に次の一号を加える。</p> <p>八十九の二 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九十九号）第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画の策定（変更に係るものに限る。）及び推進に関すること</p> <p>第六条第二項中「労働保険審査会」を「労働保険審査会」 アルコール健康障害対策関係者会議 に改める。</p> <p>第十三条の次に次の一条を加える。 （アルコール健康障害対策関係者会議） 第十三条の二 アルコール健康障害対策関係者会議</p>

。については、アルコール健康障害対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる（削る）

。については、アルコール健康障害対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる
第十八条第一項中「第八十七号から」の下に「第十八十九号まで、第九十号から」を加える。

○ 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）（附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 第三十五条 財務省設置法の一部を次のように改正する。 第四條第一項第二十三号中「第四十二条」を「第三十八條」に改める。</p> <p>第三十六条 財務省設置法の一部を次のように改正する。 第四條第一項第二十三号中「第三十八條」を「第三十九條」に改める。</p>	<p>附則 第三十五条 財務省設置法の一部を次のように改正する。 第四條第二十三号中「第四十二条」を「第三十八條」に改める。</p> <p>第三十六条 財務省設置法の一部を次のように改正する。 第四條第二十三号中「第三十八條」を「第三十九條」に改める。</p>